

令和6年4月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年4月16日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時30分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	田熊 徹
教育監	濱田 啓太郎
副局長	羽鹿 直樹
総務室長	宮田 一男
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 慶吏
高校教育課長	渡貫 由季子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
学校支援課長	吉野 哲也
特別支援教育課長	片山 葉子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 4 月定例会 会議日程

日時 令和 6 年 4 月 16 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

- | | |
|-----------|--|
| 定教第 1 号議案 | 令和 7 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について |
| 定教第 2 号議案 | 令和 7 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について |
| 定教第 3 号議案 | 令和 7 年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について |
| 定教第 4 号議案 | 令和 7 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について |
| 定教第 5 号議案 | 令和 7 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について |

日程第 2

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 報第 1 号 | 令和 6 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について |
|--------|---------------------------------|

2 協議・報告事項

- | | |
|------|-----------------------|
| 報告 1 | 神奈川県いじめ防止対策調査会の答申について |
|------|-----------------------|

教育委員会 4 月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 4 月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しております、有効に成立しております。
本日の会議録署名委員ですけれども、常陸委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第 1 として「令和 7 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について」ほか 4 件の付議案件があります。
また、日程第 2 として「令和 6 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」の報告案件があります。
さらに、協議・報告事項として「神奈川県いじめ防止対策調査会の答申について」の報告があります。
お諮りをいたします。定教第 1 号議案及び定教第 2 号議案、また、定教第 4 号議案及び定教第 5 号議案については、関連する案件ですので、それぞれ、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、会議規則第22条の 2 の規定によりまして、ここからの進行を下城委員に申し上げます。

下城委員 進行の関係から日程第 2 の報第 1 号に入ります。

報第 1 号 **令和 6 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について**
説明者 長田子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 ファイル06「報第 1 号」をご覧ください。「令和 6 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」です。1/8ページをご覧ください。当審議会委員の委嘱等については、4 月 1 日に人事異動が確定し、第 1 回審議会の開催日が 4 月 9 日と迫り、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により、教育長が事務を臨時に代理しましたので、同条第 3 項の規定により報告します。

2/8ページです。選定審議会委員名簿となっております。まず、委員の構成について、一番左から二番目の列の選出区分、1号、2号、3号ですが、1号委員は義務教育諸学校の校長及び教員、2号委員は県教育委員会の指導主事及び市町村教育委員会の教育長、教育委員及び指導主事など、学校教育に専門的知識を有する職員、3号委員は教育に関し学識経験を有する者や保護者等です。次に、委員の人数ですが、法に基づき県の条例では「15人以上20人以内」としています。今年度は平成29年告示中学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う2回目の教科書採択替えを行うことから、委員の数を20名としました。委員の人選については、例年どおり、県内の市町村教育委員会、私立学校、国立大学法人の学校、保護者の団体等、県内の関係各機関にご協力いただき、推薦していただいています。今回、一番左の列の項番17番田村委員は令和2年度から、18番小林委員は令和4年度から、4番松本委員は令和5年度からの再任です。なお、第1号委員については、委員全体のおおむね3分の1と法の規定があることから、1号委員の数は7名としています。

3/8ページです。昨年度委員との新旧対照表となっております。

4/8ページです。関係法令資料を掲載しています。教科用図書選定審議会については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第10条、第11条に基づき、県教育委員会が毎年度設置するものです。設置の目的は、県教育委員会が、採択に関する事務について、市町村教育委員会等に適切な指導、助言又は援助を行うに当たり、選定審議会の意見を聴くためであり、同法施行令第8条にあるとおり、当審議会では、採択基準や、選定に必要な資料の作成、その他指導、助言に関する重要事項を調査、審議することになっています。また、委員の任期は、第7条にあるとおり令和6年4月1日から8月31日までとなっています。

最後に、8/8ページです。教科用図書採択の今後の流れを示しています。報告は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
 それでは、ご質問がないようでしたら報告は以上とさせていただきます、次に、日程第1の定教第1号議案及び定教第2号議案に移ります。

定教第1号議案	令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について
定教第2号議案	令和7年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について
	説明者 長田子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 定教第1号議案を提案するに当たり、まず、教科用図書の採択についての概要を説明します。ファイル01-2「定教第1～5号議案関係」をご覧ください。1/23ページに、令和6年度神奈川県教科用図書選定審議会に諮問した事項を記載していま

す。第1回審議会では、このうち「(1)」から「(6)」までについて答申をいただきました。答申については、後ほどご説明します。

2/23ページです。「教科用図書採択スケジュール」の表をご覧ください。表は上段から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校となっています。また、左から右へ年度が打っており、網掛けの部分が令和6年度となっています。法令により、小中学校については、種目ごとに同一の教科書を4年間採択すると定められています。まず、最上段の小学校等ですが、平成29年3月に告示された、小学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う教科書採択替えを、令和5年度に実施しました。次に上から2段目、中学校等ですが、平成29年3月に告示された、中学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う教科書採択替えを、今年度実施します。続いて、3段目、県立高等学校等の教科書については、各学校それぞれが使用する教科書を県教育委員会が一括して採択します。これについては、毎年度、採択替えを行います。そして、資料の最下段、県立特別支援学校ですが、各学校、児童・生徒個々の状況に応じた、県教育委員会での採択ということで、毎年度、採択替えを行います。

次に、3/23ページです。「本県における教科用図書の採択について」、校種ごとに採択までの流れのポイントをご説明します。まず、「1 義務教育諸学校用の教科用図書の採択について」の「(1)」ですが、県教育委員会の役割として、教科用図書採択地区を設定し、教科用図書選定審議会を設け、その意見を聴いて、採択方針を定め、これを基に市町村教育委員会に対し指導、助言、援助を行います。「(2)」ですが、市町村教育委員会等の採択権者は、県教育委員会の指導、助言等を受け、種目ごとに1種の教科用図書を採択します。なお、「(2)」後半の括弧書き、「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」ですが、これは特別支援学校、特別支援学級で使用されるもので、市販されている絵本など、いわゆる一般図書と呼ばれるものも含めた中から、毎年度採択替えを行います。

次に、「2 県立中等教育学校の前期課程の教科用図書の採択について」、記載のとおりの流れで手続きを進め、県教育委員会が採択を行います。

次に、「3 県立高等学校等の教科用図書の採択について」、まず、県教育委員会が採択方針を定めます。

4/23ページです。学校ごとに、校長を議長とする教科書選定会議を開催し、採択方針及びガイドラインに基づき、次年度の使用希望教科書を選定し、選定理由を添えて県教育委員会に提出します。提出された各学校の使用希望教科書について、指導部長を委員長とし、校長代表や外部有識者で構成する教科書調査委員会で調査研究を行った上で、県教育委員会に付議し、一括してご審議いただいております。

次に、「4 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書の採択について」、学校ごとに専門委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、審議会の意見を聴いた上で、県教育委員会が採択しております。

最後に、「5 県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」ですが、学校ごとに選定委員会を設け、採択方針に基づき、採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、教科用図書調査委員会の意見を聴いた上で、県教育委員会が

採択します。

5/23ページからの【別表】は、今説明した校種別の教科用図書の採択の仕組みを図で示しています。5/23ページが義務教育関係、6/23ページが県立高等学校、7/23ページが県立特別支援学校高等部です。

また、8/23ページ以降は、関連の法令等について掲載したので、後ほどご覧ください。

それでは、定教第1号議案について説明します。ファイル01「定教第1号議案」をご覧ください。提案理由ですが、4月11日に神奈川県教科用図書選定審議会から答申がありましたので、この答申に基づき、本県の採択方針を制定いたしたく提案するものです。

2/11ページです。採択方針の全文を記載しています。

3/11ページです。答申に基づき作成した採択方針案の「1」～「6」について、ポイントを説明します。まず、「1 令和7年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」ですが、採択に当たっての考え方等を「(1)」から「(6)」に示しています。「(1)」ですが、教科用図書は、検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること。「(2)」は、採択地区に設置される審議会等は、すべての教科書について調査研究し、結果を報告することを示しています。「(3)」は、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて示しています。「(4)」は、適正かつ公正な採択の確保や、開かれた採択の推進を図る観点から、教科書採択に係る情報について、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、積極的な公開に努めること。「(5)」は、採択にあたって、静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることを示しています。「(6)」は、選定審議会の設置期間の終了後に、新たに採択する必要がある場合について示しています。

次に、「2 教科用図書採択基準について」ですが、各地区で行う採択の基準として、記載のとおりの3点をあげています。

4/11ページです。「3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」ですが、これは市町村教育委員会が、単独で教科用図書を採択するための方法を示したものです。基本的に県教育委員会が行う採択の仕組みに準じております。

次に、4/11ページから5/11ページにかけて記載がある「4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」ですが、これは同一地区内の各市町村教育委員会が、同一の教科用図書を採択するための方法を示したものです。

5/11ページをご覧ください。「5 令和7年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」です。ここには、今年度の教科書の調査研究に当たり、具体的にどのような観点に基づいて調査研究を進めていくか、ということを示しています。教科書検定に合格した新たな教科書を調査研究するため、その観点について4月9日の選定審議会にお諮りしました。今回、学習指導要領が改訂されてはおりませんので、令和2年度に行われた教科書採択替えの際に作成した観点を基にしながら改めて見直しを行い、一部加筆しております。

それでは、令和2年度に作成した観点から追加している部分について、ご説明します。9/11ページです。「(サ)英語」における、学習者用デジタル教科書についてです。国においては、今年度から全ての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書が提供されることを踏まえ、令和5年度における小学校教科書採択と同様に、中学校英語の令和6年度教科書採択では、紙の教科書を調査し採択の対象とすることを原則とした上で、採択権者の判断で必要に応じて、英語のデジタル教科書について調査し、採択の考慮事項とすることができるようにするとされています。そこで、英語については、学習者用デジタル教科書の見本版についても調査の対象とします。なお、学習者用デジタル教科書は、全体ではなくその一部のみが見本版として提供される見込みとなっています。

10/11ページです。「6 令和7年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」ご説明します。まず、特別支援教育関係教科用図書とは、記載のとおり、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、11/11ページの「イ 教科・種目別の観点」の大きな二つであり、記載内容は昨年度の調査研究の観点と同様です。

定教第1号議案の説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員 2点お願いします。まず、課長のご説明にあった9/11ページのデジタル教科書に関連して、文部科学省の通知の中で必要に応じて調査されると。神奈川県の場合には、「必要に応じて」をどのように解釈して、策定対象とした上で、調査検討の対象にしているのかというのが1点。

それから、デジタル教科書が、今回はまだ英語、一部のみですけれども、今後多分、他の教科も入ってくるというところで、採択基準に何らかの記載というか、変更というか、その辺の必要性についてはどのように認識していて、検討しているのか否かということと、現状として大きく変える必要はないという認識があるのか、それとも今後の中ではそういうことも起きてくると捉えていらっしゃるのか。

子ども教育支援課長 まず、デジタル教科書の調査についてですけれども、委員がおっしゃるように、文部科学省からの事務連絡には、英語の令和6年度教科書採択においては、令和5年度小学校用教科書の採択と同様に、紙の教科書を調査し、採択の対象とすることを原則とした上で、採択権者の判断で必要に応じて、英語のデジタル教科書について、調査し採択の考慮事項とすることができるとあります。文部科学省からの事務連絡を受け、県教育委員会としては、昨年度と同様、小学校の調査研究と同様に、デジタル教科書の全体ではなく、その一部のみが見本版として提供されるので、その見本版について、調査研究の観点を令和2年4月に策定したものと同様として、紙の教科書に加えて学習者のデジタル教科書も同じ視点で調査していくことを考えています。ですので、我々としてはデジタル教科書の調査についても必要であると捉え、調査研

究の一部としたいと考えております。ただ、現時点ではまだ、中学校版のデジタル教科書の見本版が提供いただけていないので、昨年度の見本版を参考としながら、詳細については、見本版を確認し次第、検討を引き続き進めていきたいと考えています。

もう1点ですが、今後の学習者用デジタル教科書の採択についてですけれども、今後、令和6年度については、英語が導入という位置付けに変わり、全ての小中学校を対象にデジタル教科書が提供されております。また、算数・数学については、小学校5年生から中学校3年生を対象に、一部の小中学校に提供されております。ですので、今後の見通しとしては、今年度の英語の導入に続いて、算数・数学や他の教科の導入も想定されますので、令和6年度の調査研究については、調査項目等の大幅な変更は考えておりませんが、今後、国の動きを注視しながら、調査項目の検討や内容の変更も考慮しながら、引き続き適切に検討していきたいと考えています。

佐藤委員 今のデジタル教材の続きですけれども、一部しかまだ提供されていないというのは、各社あるうちの一部の社が出しているという意味なのか、それとも、全体の教材の中の各社ごとにそれぞれ提供されていないという意味なのかというのが一点。

それから、デジタルの良いところはいつでも差し替えができるということだと思っておりますけれども、教科書のデジタル教材においても、採択後に差し替えが行われることが予定されているのか、もしそうだとすると、何を対象に調査するのかなという。その点を教えてください。

子ども教育支援課長 まず1点目の一部というところで、私の説明が不十分で大変恐縮ですが、英語の教科書については、全ての発行者において、紙の教科書の一部分がデジタル教科書の見本版として提供されます。例えば、レッスン1ならレッスン1というような形です。

続いて、差し替えについてですけれども、基本的にはデジタル教科書は紙の教科書をデジタルにしたというものですので、差し替えは想定していないところで。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 今のお話に関連してなのですが、中身については紙の教科書で確認をして、それがどうなっているかといったところを一部見本で確認をするという理解でよろしいですか。

子ども教育支援課長 おっしゃるとおりです。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 つい先ごろ新聞にも出ていましたけれども、ある有名な方が某教科書会社の教科書

に写真が載っていたということについて、その後の状況もあり、かつて教科書見本が届くのが遅れて、採択の調査委員会の日程が変更になったという状況があったと思うのですが、現状においては、その辺の影響というのは出ていないのですか。今後については、先ほどご説明された日程の中で、きちんと進んでいくという認識でよろしいですか。

子ども教育支援課長 現時点では、文部科学省から遅れや変更があるといった連絡等はありませんので、先ほどお示ししたとおりの日程で進めたいと考えています。

下城委員 よろしいですか。確認ですが、ただいま説明いただいているのは、定教第1号議案ですか。

子ども教育支援課長 はい。失礼いたしました。

それでは続いて、定教第2号議案について説明します。ファイル02「定教第2号議案」をご覧ください。令和7年度に県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書の採択等について、今回、神奈川県教科用図書選定審議会からの答申に基づき、標記方針を制定いたしたく提案するものです。

2/2ページです。令和7年度に平塚、相模原の両中等教育学校で使用する教科用図書については、中段以降「1」から「3」に示した方針にのっとり、県教育委員会において採択していきます。その際、県教育委員会が今年度作成する中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果を活用し、調査研究を行います。

定教第2号議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員 それでは、改めて定教第2号議案についてご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、定教第1号議案、定教第2号議案、併せてご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの定教第1号議案及び定教第2号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員お願いします。

下城委員 それでは次に、定教第3号議案に移ります。

定教第3号議案

令和7年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について

説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 定教第3号議案について説明します。ファイル03をお開きください。令和7年度に神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校の後期課程において使用する教科用図書の採択方針を制定するためにご提案するものです。

2/2ページをご覧ください。「令和7年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」です。令和7年度の採択方針の内容は、令和7年度に神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校の後期課程において使用する教科用図書の採択に関し、その方針を次の「1」から「3」のとおり定めるものです。「1」各高等学校等のスクール・ポリシーのうち「育成を目指す資質・能力に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」並びに各教科の目標に基づいて、十分に教科用図書の調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。「2」文部科学大臣が作成する高等学校用教科書目録（令和7年度使用）のうちから採択する。「3」採択に当たっては、公正の確保に留意する。という3項目です。前年度から特に変更はありません。また、採択の手続きに関して必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定めるとしております。高等学校においては、平成30年告示の学習指導要領が、令和4年度入学生から年次進行での実施のため、今年度の採択では、全ての学年が平成30年告示の学習指導要領にのっとった教科書から採択することになります。

以上、定教第3号議案の説明とします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。
それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 それでは、ただいまの定教第3号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、定教第4号議案及び定教第5号議案に移ります。

定教第4号議案

令和7年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図

書採択方針について

定教第5号議案

令和7年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針 について

説明者 片山特別支援教育課長

特別支援教育課長 定教第4号議案についてご説明します。ファイル04をご覧ください。令和7年度に神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択等についての答申に基づき、標記方針を制定するためにご提案するものです。小学部及び中学部で使用する教科用図書については、神奈川県立であるため、神奈川県教育委員会が採択権者として採択することとなります。

2/2ページをご覧ください。中段以降、「1」から「3」にお示ししてありますように、採択方針を定めております。「1」特別支援学校の小学部及び中学部においては、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、また、児童・生徒の障がいの状態及び特性等からみて適切なものであるか、という基本的な観点に基づいて教科用図書の調査研究を十分に行い、児童・生徒の一人ひとりの特性、学校及び地域の実情等を考慮して採択する。「2」文部科学大臣が作成する教科書目録（令和7年度使用）及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書から採択する。「3」採択に当たっては、公正の確保に留意する。内容については、昨年度と特に変更はありません。

以上、定教第4号議案の説明です。

続いて、定教第5号議案についてご説明します。ファイル05をご覧ください。令和7年度に神奈川県立特別支援学校の高等部において使用する教科用図書の採択方針を制定するためにご提案するものです。

2/2ページをご覧ください。高等部で使用する教科用図書については、定教第4号議案でご説明した、小学部及び中学部で使用する教科用図書と採択方法は異なりますが、中段以降「1」から「3」にお示ししてありますように、採択方針は同様の内容となっております。内容については昨年度と特に変更はありません。

以上、定教第5号議案の説明です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの定教第4号議案及び定教第5号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。下城委員お願いします。

下城委員

それでは次に、協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1

神奈川県いじめ防止対策調査会の答申について

説明者 吉野学校支援課長

学校支援課長

ファイル07をお開きください。報告1「神奈川県いじめ防止対策調査会の答申について」ご説明します。1/19ページをご覧ください。「1 神奈川県いじめ防止対策調査会への諮問」です。諮問日は令和4年7月8日、諮問事項は「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について（その3）」です。その中でサブテーマとして、「ネットいじめについて」及び「いじめに関する正しい理解の促進について」の二つの事項に関して、同調査会において2年間にわたり審議いただきました。

「2 教育委員会への答申」です。答申日は令和6年3月27日、提言の概要は、まず、「① ネットいじめについて」です。「ア ネットいじめの現状」と「イ ネットいじめの認知件数増加の背景」については、資料に記載のとおりです。次に、「ウ ネットいじめの未然防止、早期発見に向けた効果的な方策・取組」ですが、一つ目は「コミュニケーション能力」です。集団生活を円滑に過ごすために、相手の気持ちを理解する、コミュニケーション能力や認知能力を身に付けさせることが必要とされました。二つ目は「ネットリテラシー」です。小学生段階から、道徳の授業等でインターネットの正しい知識と使い方について、事例を交えながら、繰り返し教えることが必要とされました。三つ目は「家庭内のルールづくり」です。インターネットのトラブルから子どもを守るため、例えば、一日の使用時間や時間帯、使用する場所、登録サイトのチェックなど、インターネット利用における家庭内のルールづくりが必要とされました。四つ目は「いじめの相談体制の整備」です。令和5年度から実施している「かながわ子どもサポートドック」の取組を、さらに推進していくことが必要とされました。

2/19ページをご覧ください。続いて、「② いじめに関する正しい理解の促進について」です。「ア いじめの認知に関する現状」と「イ いじめに関する正しい理解」については、資料に記載のとおりです。次に、「ウ いじめの未然防止、早期発見に向けた効果的な方策・取組」ですが、一つ目は「学校、家庭、地域、関係機関との連携」です。二つ目は「いじめの被害者と加害者への支援」です。いじめの被害者と加害者の両方へのケアの必要性と、時には「いじめ」という言葉を使わずに支援や指導を行うなど、状況に応じた柔軟な対応が必要であるとされました。三つ目は「傍観者の指導」です。いじめの「傍観者」とならないために、具体的な事例も交えながら、子ども同士でいじめを自分たちの問題として捉え、主体的に話し合えるような取組を行うことが必要とされました。

最後に、「③ まとめ」です。一つ目の○（丸）、ネットいじめに対しては、子どものコミュニケーション能力の育成、ネットリテラシー教育に取り組む必要がある。二つ目の○（丸）、いじめの正しい理解促進に当たっては、いじめに対する正しい知識を持って、対応する必要がある。三つ目の○（丸）、いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校運営協議会などの場を活用して、いじめ防止の方針やプログラムを作成することが望まれる。四つ目の○（丸）、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充や専門人材の育成を推進するためにも、スーパーバイザー・アドバイザーの増員が望まれるとされています。

県教育委員会では、これまでネットリテラシー教育の一環として、企業協力による携帯電話教室を実施するなど、取り組んできました。また、いじめの正しい理解促進に向け、教職員だけでなく、生徒や保護者に対して、いじめに関する情報を積極的に提供してきました。さらに、いじめの早期発見に向けて、「かながわ子どもサポートドック」に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ってきました。今回の調査会の答申を受け、県教育委員会としては、こうしたいじめ対策に関わる様々な取組をより一層充実させ、効果的な取組にしていきたいと考えております。なお、報告資料の後に答申書を添付しております。

説明は以上です。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員 この答申について読ませていただいて、なぜ今になっても学校の中でいじめの捉え方に差があるのかというところが、私の中では一番気になったところです。お尋ねしたいのですけれども、その要因をどのようにまず捉えていращやるかということについて、認識を教えていただければと思います。

学校支援課長 まず、学校現場に対していじめの認識を統一させるということで、様々な会議でいじめについての説明をしてきました。現状では、そういった説明でかなり多くの学校でいじめに対しての共通認識がとれているかと思うのですが、まだそのところには学校間の差があります。いじめに対する認識の差がまだあるのかと感じております。その部分が一つ挙げられると思うのですが。

支援部長 補足をします。要因の一つとしては、平成26年にいじめ防止対策推進法で、かなり認知がされたと思うのですけれど、そこからまた少し時間が経って世代交代なども進んでいることがあると捉えています。県教育委員会としては、引き続きしっかりと理解されるように働きかけていく必要があると捉えています。

笠原委員 このことはずっと繰り返されている気がするのです。今、部長もお答えいただいたのですけれども、世代交代が進んでいくということに関しては、毎年度のことになるわけですし、先ほど課長のおっしゃったように研修も進んでいる。これは現状としてそうだと思う。それでもなおかつ、なぜ学校によっていじめの捉え方に差が出てきて

しまうのか。すごく大きなことだと思うのです。基本的ないじめというのはこうだと国の方からも明確に示されている。そして、とにかく認知することが大事だと、そのことに努めてきている。でも、こういう2年間かけた答申の中で、一番そもそものところを指摘されてしまうということに対して、大きな問題だと捉えている。その他スクールソーシャルワーカーの話だ、「かながわ子どもサポートドック」だというのはある意味、対処療法的なことだと思っているのです。一番子どもたちに身近で接する先生方のいじめの認識に差があるということをきちんとしていかない限り、認知件数ですと言って数を上げていったところで、本質的に子どもたちの中にいじめが解消されていないという意識はぬぐえないわけではないですか。そののこのところというのが、果たしてどうなのだろう。課長の説明の2/19ページの「ア」「イ」については詳細な説明を飛ばされて、後の対処療法の話がされたでしょう。あまりそののこのところに課題意識をお持ちになっていないのかと私は捉えてしまったのです。やはり一番そののこのところに、どうやって具体的な形で切り込んでいくかということをしていかないと。何回も何回も指摘されている。毎回それを言われていて、まだなのかというのが正直私の中にはあるので、その辺について、もっと根本的なところで議論をして、具体的な形として、年度当初にやってそれで終わりではなくて、実際にどれくらいそういう研修の中で扱われているのかとか、学校の中でもそういうことについて、先生方の認識を、共通理解を図るような取組はどんなふうに行われているのかということが、どれだけ把握できているのかということについても少し気になる点です。

下城委員 他にいかがでしょうか。

常陸委員 いじめに対する基本認識のところで伺いたいのですけれども、13/19ページ「いじめに対する基本認識」の「「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである」という一文があり、いじめがかなり広いところで定義をされているので、共通認識が元々あればよいのですけれども、突然、保護者なり、加害者も被害者も含めて、いわゆる世間一般的ないじめの当事者になるというのが、程度がかなり広く設定されているのかなということで、いじめという言葉を使わない指導も中には必要だということも指摘をされていたのですけれども、例えば見守りといったようなキーワードも含めながら、加害とされる児童、被害児童に対しても対応していくようなことも、既存の認識と合わせて対応の必要もあるのかなと感じたところです。

下城委員 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

私からも、笠原委員、常陸委員が指摘されているように、認知件数の問題ですね。これが定義に関わってくるというのは、今、常陸委員が指摘された13/19ページ「ア いじめの定義」なのですけれども、これは、それ以前の定義と比較したときに、いじめというのは、した側がいじめと認知するのではなくて、受けた側、そういうふう感じた側の子どもたちが、いじめられていると認識したというところ、あるいはいじめられたという認識がなくても居心地が悪いと思っている、感じざるを得な

い状況に置かれているというところが、今の定義の一番大事なところだと思うので、この認知件数が上がってこないという、上がらない学校があるという。それは対策が非常によくいって、いじめが実際起きていないという学校もあるとは思いますが、一方で、これが答申で繰り返し問題にされるという、差が大きすぎるのではないかとというのが問題にされるというのは、やはり声を上げにくい状況、環境になっている学校がある。それは先生方が何か変えていかなくてはいけないことなのだけれども、それに先生方がうまく対応できていないということなのではないかと思うのです。それをいかに検出するか、あるいは減らしていくのかという。だから、いじめはいけないのですということを繰り返し全部の学校に、これは研修等でアナウンスするのですが、ピンときていない学校があり続けていくというところに、きちんとピンときてもらおうようにするという。だから、少ないということは、声が上がってきていないということは、一体どちらなのですかという。本当にいじめ対策ができていて、上がっていないのですか。それとも、もしかしたらそうではないかも、大人が気づいていない子どもが、声を上げられずにいるということがあるのではないですかということを確認させるぐらい、何かできないかなと感じたところですか。何かそういうことを含めて積極的なあぶり出しを行われているということがあったら教えてください。

支援部長

今回、令和5年から「かながわ子どもサポートドック」を実施しておりますので、いじめを受けた子どもの側で、何か困ったこととか不安や悩みという部分はいち早く発見をして、適切に対応していくということを取り組んでおります。ただ、いじめは本当に、受けた側の子どもが感じたということが定義になっていきますので、非常に幅広で、委員のおっしゃるとおり、いろいろなケースがあります。ここでもいじめとあえて言葉を使わないというのは、善意から「早くしなよ」とか「部活を休んではいけないのではないの」とか、そういう言葉かけから苦痛を感じてしまったときに、それをいじめとして捉えるようなケースもありますので、本当に様々なケースを早期から認知して、丁寧に指導していく、適切なコミュニケーションを指導していくというようなところも大切になっていきますので、引き続き各学校に理解を図るように取り組んでいきたいと考えます。

下城委員

よろしくをお願いします。

笠原委員

下城委員がおっしゃったようにいろいろなケースがあって、声を上げにくかったりとか、上げたのだけれども先生が受け止めてくれなかったりとか、学校が何もしていないなんて全く思っていないで、本当にきめ細かくやっていただいている状況にあるにも関わらず、こういう状況が変わっていかない。いじめというところだけに焦点を当ててしまうことによって、少し先生方の気持ち的な部分の負担になるならば、どれだけ日常生活の中で子どもたち同士の心理的安全性を保ちながら、子どもも先生も居心地良い学校を作っていくという発想の中で、いじめをゼロにしていくこともそうなのだけれども、何かもっとプラス方向で考えていかれるようなアプローチの仕方、

かつて県教育委員会で、不登校の子どもたちの状況をより詳細に掴むために、文部科学省の調査の仕方にプラスアルファして県独自で調査項目を作って、不登校の背景にあるような問題であるとか、どこが問題になるかというところをやったような経緯もあると思うのです。同じ調査でも少し工夫して、実際に声を上げられないのか、上げたとしても受け止めてもらえないのか、その辺りがうまく拾えるとまた少し違ってくるかという気もしますので、それこそいろいろな形で、好事例を挙げているような学校も含めて、また紹介をしていただけたら。よろしくお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 確認でお伺いしますけれども、いじめの認知件数が数字で出ていますけれど、先ほど部長がおっしゃられた、子どもが声を上げたのだけれども、学校側としては「早くしなよ」とか「部活動に行かなくてはいけないのではないか」という声掛けのような、学校としていじめとは認識していないというようなものは、いじめの件数には数として含まれているのですか。それとも除外されているのですか。

支援部長 基本的に、いじめは受けた側が苦痛を感じたという定義に沿っているので、今私が申し上げたことはいじめではないと言っているわけではなく、定義に基づいて学校として、いじめとして認知して指導したという数が件数として計上されています。

佐藤委員 分かりました。

吉田委員 今更ながら申し訳ないけど、いじめの声を上げるとは具体的にどうすることなのか。先生に言いに行くこと、どういうことがいじめの件数を拾うための声を上げるという感覚でいるのか。

支援部長 本人が訴えたということもありますし、保護者から聞いたということもありますし、友達がそれを見つけて教員の方に報告をしてくれたとか、アンケートもあります。いろいろな発見の仕方があって、それをもとに教員が事実を確認して指導をした数になります。

吉田委員 そういったような形で話を聞くのだということは、あくまでも受け身の姿勢。アクティブリスニングというような思いから言うと、それを訴えやすい工夫はもっと何かあるのか。例えば病院で、事務長にいろいろな苦情がきたという以外に、ご意見箱とかいろいろとあるではないですか。そういったことまで準備して、より声を聞くという工夫をするように、学校側でいじめのことにに関して、より声を上げやすい環境を何かしら作っているのかどうかという質問です。

子ども教育支援課長 例えば「かながわ子どもサポートドック」の中で、子どもたちが自己チェックでアンケートをすることは先ほどの訴えにつながるかと思うのですが、それだけで

はなく、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職が見てスクリーニングし、そうした中で「あれ、この子、少し声をかけた方がよいな」というときにプッシュ型の面談を行う、このことを「かながわ子どもサポートドック」の仕組みとして実施しています。また、例えば、先ほど委員がおっしゃったように、目安箱のように自分の苦しい思いなどをいつでも入れてよいというような、例えば保健室の前の鍵がかけてあるボックスに入れられるようにしている学校もあります。ただそれも、入れられる子もいますし、入れられない子もいます。ですので、このようなものを一つのツールとして準備をしている学校の事例もあります。

吉田委員

恐らくそれをたくさん作らなくてはいけないのです。大人だってなかなかそれは言いにくい、職場にだって言いにくいから、子どもはなおさらのことだ。その辺のところをうまくやって、例えば病院の話ばかりして申し訳ないのだけど、目安箱に関して、置く場所にまで気を遣わなくてはいけない。例えば受付の前に置いていたら「あいつが入れたな」と分かってしまうから、それが分からない形で、電話の横において入れやすくするとか、いろいろな工夫をしなくてはいけない。これからは本当にアクティブリスニングで、どう声を掛けて、どうSOSを受け取るかということをどんどん工夫していかないといけない時代だと思いますし、根本的には、いろいろな医療事故とか、いろいろな部署の中で話すのだけれど、もうとにかく孤立させないこと。一人でいるという状態をいかに気を付けてあげられるか。先生でも、他のいろいろな人たちが動いて、一人でいるというような状態、誰とも話をしていないという状態をいかに減らしていくかということが大事なことだと思うし、今回の新型コロナ禍において、やはりそういった子どもたちが増えている印象がある。例えば、相談に行くと、今までの子どもと雰囲気が違う。オウム返し反応が起こる。「何か困ったことある？」と言うと、「何か困ったことある」と一言つぶやいてから話す。うまく話ができるのかなという印象を受けるようなことがあったり、何となく視線がキョロキョロして落ち着かないとか、ロジカルな形ではなく私の印象なんですけど、最近の子どもはそういったような雰囲気があるから、新型コロナ禍でコミュニケーションのそういった思いが随分抜けたということ、我々は認識した上で、よりきめ細やかにその部分のところをやっていかなくてはいけないのだろうとそんな印象を受けているので、今のままでもプラスアルファ部分、いじめのことにに関してなかなか現状が厳しいので、それと同時に、いじめに負けないあなたを作るためには何をしたらよいのか、いじめがいけないと言ったって、現実的にはやはり3人いたら2対1の部分もあったり、あるいは医者の中でも教員の中でも看護師の中でもやはりいろいろなことが起こったりするから、あるものだということを前提において、そしてそれに負けないあなたを作るためにはどうしたらよいのか。負けないためには、孤立させないような形を作る。そして、このネット社会のマイナスに引っ張ったものをどう戻していけるかということ、神奈川県らしく一歩進んだ形でやっていただきたいと思うので、あえてお話させていただきます。

常陸委員

確認ですけれども、例えば少し気になることがあるということで先生にご相談をし

に行ったときに、認知するかどうかというのは先生が判断をするものなのですか。それとも、本人もそれをいじめと認知してほしいというような希望を含めて、認知するものなのですか。

子ども教育支援課長　いじめの認知については、法律で定められており、児童・生徒からそういう訴えがあった、またそういった場면을教員等が見たときに、一教員や一職員がいじめか、いじめではないかを判断するのではなく、学校に設置が義務付けられているいじめ対策組織で、組織として最終的には学校長がその事案がいじめかどうかを認知します。そしてどういう指導・支援をしていくかという、その後の対応も含めて、しっかりと議論して対応するということになっています。

常陸委員　例えば、本人がいじめの認知でびっくりしてしまう。被害者の方はそこまで捉えていないのに、自分の想定外のところで認知をされてしまったといったようなケースも起こり得るのかと。やはり、大人のハラスメントだと、優位に立つ側との力関係みたいなところがありますし、だから、子どもの未熟なコミュニケーションで、学校内では加害と被害が入れ替わるという、だから経験するという、基本認識のところもありましたけれども、そういう前提のもとで、認知もただ認識件数を上げればよいということではないと、恐らく、今のお話を聞いていても思いますので、現場の先生方は大変だとは思いますが、本当により丁寧に、機械的に裁くのではなくて、是非、それでお答えをいただければと思います。

下城委員　他にいかがでしょうか。

笠原委員　今まで県教育委員会の方で資料集を作ってきているではないですか。かつて川崎市の事案があったときに、先生方がまず受容しましょう、子どもたちの声を聞きましょうという、そういうスキルアップを図るような研修の資料がホームページ上にも載っているではないですか。だから新たなものをやるというのではなくて、これまでにいろいろと提言をいただいている中のものをやっていく。今、吉田委員がおっしゃったように、大学の新生の方も挨拶をするときに目線が合わなかったりだとか、「あれ、何か今までの方と違うな」というような印象を受けるのです。それは、単に知らないとか経験則がないということだけであって、それを知ることによって持っているものが引き出されてくるのが多分にあると思うのです。ですから、4月の段階で新たな先生方、新規採用教員が入ってきたときに、その方々を対象とするだけではなくて、例えば5年目の方とか10年目の方とかでもよいのですけれど、少しそんな工夫をしながら、今まであるものを使いながらも一回。先ほど常陸委員がおっしゃったのは、いじめとして認知をしてくれということのサインではなくて、「まずは先生、私の話を聞いてよ」ということだと思うのです。そこからのスタートは今も昔も変わらないと思うのです。でもその辺のところのノウハウであるとか、実際にどうやったらよいのかというアクティビティとかの経験がなかったりすると、すぐには出てこないです。引き出しにないものは出せないではないですか。大変かもしれないですけれ

ど、本当に子どもたちが学校の中で安心して生活をするために、我々教職員がそういうスキルアップを図っていくのは必要なことなので、やってくださいと学校に働きかけるだけではなくて、それこそ積極的にその辺のところはプッシュをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

吉田委員 恐らく、この会議の予定時間を過ぎて、今、ディスカッションをしているのだと思う。これが大事なのだ。こういう時間をもって、一つのことを皆で議論して、いろいろな意見を持っているということ、やはり全体的に先生方にもアナウンスして、我々がこれだけ認識を強く持っているという形でいろいろ広げていけば、例えば大人の対応の中でも、関西、関東、九州と違うではないですか。「そんなアホな」と聞くとカチンとくるけど、関西人はどうということはない会話らしいので、その感覚をやはり皆で持たなくてはいけない。だから、ある人はどうということないと思うことは、ある人はえらく感じているのだという。なかなか難しい時代だとは思いますが、やはりそれを積極的に我々として認識していく必要があるのだらうと思うし、何度も何度も言っているけれど、例えば余りにも過干渉になっても困る。例えば、先生が相談などを受けたときに、やはりいじめだと思って、「それは注意して」と言うと、もう何もできない。ぎくしゃくとする。私が先生にお願いするのは、そういった子どもが何かあってつらいときどきに、先生もきちんと視線を合わせて「きちんと見ているからね。この限度を超えたらきちんと注意しているからね」という、その目線だけでもありがたいのだからということ。現実的にはなかなか厳しいとは思いますが、そういったような過干渉にもならない、きちんと見ている。だから、例えばうつ病の接し方でも話をするときは、愛ある無関心という表現をします。うつ病の人に「朝は何時に起きましたか」「どうしましたか」「眠れましたか」と、そんなにしょっちゅう聞くと余計に迷惑だ。恐らく子どももきっとそういった感覚があるのだと思う。きちんと見ているよ。何かあったら助けるからね。でも、ある程度のところはそういったような形でやってみなという姿勢も大事だと思うし、非常に厄介というか、結論も出ないディスカッションで申し訳ないのだけど、そういった感覚を持ってやっていきたいと思っています。

下城委員 教員養成系大学で教えていて、吉田委員がおっしゃったとおり、今年の卒業生は謝恩会みたいな自分たちで自主的に、最後に卒業を祝ったということができませんでした。かなり大きい何かはやはり抜けている、足りなかった。これは大学に入った直後に新型コロナにあって4年過ごしたという世代です。今大学にいるのは、高校生のときにそういう経験をしてきている。順番に社会人、先生になっていくわけですから、ずっと見ておかないといけないのだらうという大きな問題だと思います。それはそれでまたいろいろなところで議論しなくてはいけないと思うのですが、今このいじめの話でもう一つ思うのは、声を上げられないという、環境がなくて上げられないということ、もう一つ、上げないというのがある。子どもも遠慮しますから、その人たちが

一生懸命取り組まれていると、「そんなことで自分が問題を起こすのもなんだな」と遠慮して言わない。だから、教員を目指す学生は皆、いじめのない学校、クラスにしたいと言いますよね。一生懸命に先生がなればなるほど、逆に子どもたちは声を上げにくい。「先生があんなに頑張ってくれているのだから、こんなことで言うのもな」みたいに窮屈を感じる。だから私は学生に「そういう一生懸命な先生のところでは必ずいじめはなくなるから、むしろ起きるといことは覚悟しておいてね」ということを言いますが。もうそれぐらいの意識を持っておかないと、本当に追いついていけない、難しい。コミュニケーション能力と言っても、コミュニケーションができないと言って自己責任にするのではダメなので、コミュニケーションが円滑にいくような環境を準備してあげることが大事なのだと思うのですが、その中で遠慮というのがブレーキになることもあるということを知っておかなくてはいけないとか、本当に難しい。日本人の人間関係が難しいという、その中でやっていけないと思っていますので、よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。質問がないようでしたら、以上とさせていただきます。閉会について教育長をお願いします。

教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和6年4月16日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子